

入札説明書

令和5年11月20日に千葉市公告第958号により公告した令和5年度テレホンカード売払い契約については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和5年度テレホンカード売払い契約
- (2) 履行場所 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課
- (3) 売払品の品目及び数量

品名	額面	絵柄	数量
テレホンカード	500円	千葉公園の蓮華亭 他	4,494枚

(4) 契約期間

令和5年12月20日（水）までに売払い契約の締結を行う。

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 入札参加資格確認申請書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出

し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告日から令和5年12月5日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで)。ただし、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きし、令和5年12月4日(月)午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。
- (2) 提出場所 千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 確認通知 令和5年12月8日(金)までに申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 質問書の提出

- (1) 提出期間 令和5年11月21日(火)から12月8日(金)午後4時30分まで
- (2) 提出方法 質問書(入札参加資格の確認を受けた者に配付)を、後記9の契約事務担当課に電子メールで提出すること。
- (3) 質問に対する回答期限 令和5年12月11日(月)
- (4) 回答方法 当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和5年12月12日(火)午前10時00分(郵送の場合は、前日午後5時00分までに後記9の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

場所 千葉市役所本庁舎8階 M811会議室

- (2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席し、所定の入札書に必要な事項を記入し、入札参加者は、所定の「入札書」に必要な事項を記入し、記名・押印(法人の場合は実印、代理人は委任状使用印)の上、封筒に入れ提出すること。ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きし12月11日(月)の午後5時00分までに書留郵便にて、後記9の契約事務担当課宛て必着のこと。

- (3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。

- (4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状(代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

イ 入札参加資格確認結果通知書(写し)

- (5) 入札保証金

ア 入札保証金について

入札保証金が要とされた入札参加者は、各自の見積る入札額の100分の3以上(1

円未満切り上げ)の入札保証金を納付すること。ただし、千葉市契約規則第8条の規定に該当する場合は免除。

入札保証金は、必要要件を満たした銀行振出小切手を入札日に持参すること。

なお、小切手は以下の要件を満たしている必要があります。

- ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
- ②持参人払式であること。
- ③入札当時の時点で振出日から5日以内であること。

※銀行振出小切手の見本を必ずご確認ください。

イ 入札保証金の納入

①入札参加者は、各自の見積入札額の100分の3以上(1円未満切り上げ)の入札保証金を納付後、入札保証金領収書を受領してください。

②落札者以外の方が納付した入札保証金は入札終了後、入札保証金還付請求書兼領収書と引き換えに速やかに還付します。

入札保証金の納付額が5万円以上の場合で、申込者が営利法人又は個人事業主である場合は、還付時に領収書貼付用として200円の収入印紙が必要となりますのでご用意ください(入札保証金還付請求書兼領収書は入札参加資格確認結果通知書の送付時にお送りします)。

ウ 落札者の入札保証金は売買金額に充当させていただきます。

※契約を締結されない場合は、入札保証金は千葉市に帰属することになります。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行ったものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない(入札前に委任状を提出すること)。

7 再度入札の実施

(1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、1回とする。

(3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

要。(契約金額の100分の10以上。1円未満切り上げ)ただし、千葉市契約規則第29条の規定に該当する場合は免除。

なお、契約保証金は売買金額に充当させていただきます。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 売払物件の引き渡し

売買代金納入を確認した日から令和6年1月10日(水)まで

(5) 所有権の移転

売払物件の所有権は、引き渡しをもって移転するものとする。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市市民局市民自治推進部広報広聴課広報戦略班

電話 043-245-5297

Eメール kohokocho.CIC@city.chiba.lg.jp

10 添付書類等

(1) 入札の心得

(2) 契約書(案)

(3) 仕様書

(4) 入札参加資格確認申請書

(5) 委任状

(6) 入札書

(7) 入札辞退届

(8) 質問書